

公衆無線LANサービス契約約款

令和4年4月4日

ソフトバンク株式会社

公衆無線LANサービス契約約款

平成 16 年 3 月 渉外第 15-0310 号
施行 平成 16 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 当社は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）の規定に基づき、この公衆無線LANサービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより、公衆無線LANサービスを提供します。

2 この約款は、令和 4 年 4 月 3 日において、この約款に基づいて公衆無線LAN契約を締結しているものに限り適用します。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 公衆無線LAN網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）
4 公衆無線LANサービス	公衆無線LAN網を使用して行う電気通信サービス
5 公衆無線LANサービス取扱所	公衆無線LANサービスに関する業務を行う当社の事業所
6 公衆無線LAN契約	当社から公衆無線LANサービスの提供を受けるための契約
7 公衆無線LAN契約者	当社と公衆無線LAN契約を締結している者
8 無線基地局設備	無線回線を収容するために設置される交換設備（その交換設備に接続される設備を含みます。）
9 無線回線	公衆無線LAN契約に基づいて、当社の無線基地局設備と移動無線装置との間に設置される電気通信回線
10 業務区域	当社が設置する無線基地局設備から電波の届く範囲
11 移動無線装置	当社の無線基地局設備と通信する機能を有し、業務区域において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
12 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）等によって割り当てられる組織を示す名称
13 IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
14 グループ識別符号	公衆無線LAN契約者を識別するためのドメイン名であって、公衆無線LAN契約に基づいて公衆無線LAN契約者が当社に通知するもの
15 利用者	公衆無線LANサービスを利用する者（公衆無線LAN契約者を含みます。）

16 利用者識別符号	利用者を識別するための英字及び数字の組合せであって、グループ識別符号を含むもの
17 利用者暗証符号	利用者を識別するための英字及び数字の組合せであって、利用者が公衆無線LAN契約者に通知するもの
18 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 公衆無線LANサービスの提供範囲

（公衆無線LANサービスの提供区間）

第4条 当社が提供する公衆無線LANサービスの提供区間は、別に定めるところによります。

（注） 本条に規定する提供区間は、別記1に定めるものとします。

第3章 契約

（契約の単位）

第5条 当社は、1のグループ識別符号ごとに1の公衆無線LAN契約を締結します。この場合、公衆無線LAN契約者は、1の公衆無線LAN契約につき1人に限ります。

（公衆無線LAN契約申込の方法）

第6条 公衆無線LAN契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を公衆無線LANサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 公衆無線LAN契約に係るドメイン名
- (2) 公衆無線LAN契約者が設置し、当該契約に係る利用者の送信した利用者識別符号及び利用者暗証符号を識別する装置（以下「利用者認証装置」といいます。）に係る事項
- (3) その他公衆無線LAN契約申込の内容を特定するための事項

（公衆無線LAN契約申込の承諾）

第7条 当社は、公衆無線LAN契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その公衆無線LAN契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 公衆無線LANサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が公衆無線LANサービスの料金又は工事に関する費用の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第33条（利用に係る公衆無線LAN契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (4) 申込者が、当社が別に定める経理的基礎を有していないとき。
- (5) その他公衆無線LANサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）

第8条 公衆無線LANサービスについては、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 公衆無線LAN契約者は、前項の最低利用期間内に公衆無線LAN契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を一括して支払っていただきます。

（契約内容の変更）

第9条 当社は、公衆無線LAN契約者から請求があったときは、第6条（公衆無線LAN契約申込の方法）の各号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第7条（公衆無線LAN契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(公衆無線LAN契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第10条 公衆無線LAN契約者が公衆無線LAN契約に基づいて公衆無線LANサービスの提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

(公衆無線LAN契約者が行う公衆無線LAN契約の解除)

第11条 公衆無線LAN契約者は、公衆無線LAN契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ公衆無線LANサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う公衆無線LAN契約の解除)

第12条 当社は、次の場合には、その公衆無線LAN契約を解除することがあります。

- (1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
 - (2) 第16条(利用停止)の規定により公衆無線LANサービスの利用停止をされた公衆無線LAN契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (3) 公衆無線LAN契約者が第16条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が公衆無線LANサービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- 2** 当社は、前項の規定により、その公衆無線LAN契約を解除しようとするときは、あらかじめ公衆無線LAN契約者にそのことを通知します。

第13条 削除

(その他の提供条件)

第14条 公衆無線LAN契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記2、別記3及び別記4に定めるものとします。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第14条の2 当社は、公衆無線LAN契約者から請求があったときは、その公衆無線LAN契約について、次の場合を除き、料金表第1表第2(付加機能使用料)により付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した公衆無線LAN契約者が、付加機能使用料の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等公衆無線LANサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の最低利用期間)

第14条の3 当社が別に定める付加機能には、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間については、料金表第1表第2(付加機能使用料)に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する付加機能は、料金表第1表第2(付加機能使用料)に規定する業務区域追加機能とします。

(付加機能の廃止)

第14条の4 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている公衆無線LAN契約者からの廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第1表第2(付加機能使用料)に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

第5章 利用中止等

(利用中止)

第15条 当社は、次の場合には、公衆無線LANサービス又は付加機能の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第18条(通信利用の制限)の規定により、通信の利用を中止するとき。
- 2** 当社は前項の規定により公衆無線LANサービス又は付加機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことを公衆無線LAN契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 16 条 当社は、公衆無線 LAN 契約者が次のいずれかに該当するときは、6 ヶ月以内で当社が定める期間（その公衆無線 LAN サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった公衆無線 LAN サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その公衆無線 LAN サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 公衆無線 LAN 契約者に、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立て、その他これに類する事由が生じたとき
 - (3) 第 33 条（利用に係る公衆無線 LAN 契約者の義務）第 1 項各号の規定に違反したとき又は同条第 2 項の規定に該当するとき。
- 2 当社は、当社と複数の公衆無線 LAN 契約を締結している公衆無線 LAN 契約者が、そのいずれかの公衆無線 LAN 契約に係る公衆無線 LAN サービスで第 33 条（利用に係る公衆無線 LAN 契約者の義務）第 1 項各号の規定に違反したとき又は同条第 2 項の規定に該当するときは、その全ての公衆無線 LAN 契約に係る公衆無線 LAN サービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、前 2 項の規定により公衆無線 LAN サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を公衆無線 LAN 契約者に通知します。

ただし、公衆無線 LAN 契約者が第 33 条（利用に係る公衆無線 LAN 契約者の義務）第 1 項各号の規定に違反したとき又は同条第 2 項の規定に該当するときであって、公衆無線 LAN サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。

第 6 章 通信

(通信)

第 17 条 公衆無線 LAN サービスは、当社が別に定める規格に準拠するインタフェースにより通信を行うことができます。

ただし、当社は、そのインタフェースに規定する符号伝送速度を保証しません。

(通信利用の制限)

第 18 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、無線回線に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている無線回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 利用者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信しないことがあります。
- (1) 通信が著しくふくそうしたとき。

- (2) その通信が、電子メールに係るものであって、当社が別に定める方法により送信されるものであるとき。
- 3 当社は、利用者が無線基地局設備に接続した場合において、一定時間通信を行わないときには、その接続を切断します。
- 4 当社は、利用者が Web サイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（別に定めるものをいいます。）に基づき、当該 Web サイト、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。

(注) 本条第 1 項に規定する別に定める基準は、別記 10 に定めるものとします。

(注) 本条第 4 項に規定する別に定めるものは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストとします。

(無線回線による制約)

- 第 19 条** 公衆無線 LAN 契約者は無線回線を使用することができない場合においては、公衆無線 LAN サービスを利用することはできません。
- 2 公衆無線 LAN サービスにおいては、前項に規定するほか、次に掲げる理由により、その無線回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は公衆無線 LAN サービスが全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下「無線特性に起因する事象」といいます。）となることがあります。
- (1) 無線回線に係る回線距離及び無線基地局設備の設備状況
 - (2) 他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備からの信号漏洩による電波障害及び電波干渉等
 - (3) 電気製品及び特殊医療機器等からの電磁波等の発生による電波障害及び電波干渉等
 - (4) 遮蔽物による電波障害
 - (5) 無線回線の終端に接続される移動無線装置の故障
- 3 当社は、技術上のやむを得ない理由等により、事前の通知なく、無線基地局設備の点検又は全部若しくは一部を移設、増設若しくは減設（以下「移設等」といいます。）することがあります。この場合、業務区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
- 4 当社は、前項の規定により無線基地局設備の点検又は移設等を行うときは、あらかじめそのことを公衆無線 LAN 契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(接続通信時間の測定等)

- 第 20 条** 無線回線から無線基地局設備への接続時間の測定等については、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

(その他の提供条件)

- 第 21 条** 公衆無線 LAN サービスに係る通信に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記 5 及び別記 6 に定めるものとします。

第 7 章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

- 第 22 条** 当社が提供する公衆無線 LAN サービスの料金は、料金表第 1 表（料金）に規定する料金とし、当社が提供する公衆無線 LAN サービスの態様に応じて、基本料、加算料及び付加機能使用料を合算したものとします。
- 2 当社が提供する公衆無線 LAN サービスに係る工事に関する費用は、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(利用料等の支払義務)

第23条 公衆無線LAN契約者は、その公衆無線LAN契約に基づいて当社が公衆無線LANサービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）の規定により測定した接続通信時間に基づいて算定した利用料及び付加機能使用料（以下「利用料等」といいます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等により公衆無線LANサービス又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの利用料等の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、公衆無線LAN契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、公衆無線LAN契約者は、次の場合を除き、公衆無線LANサービス又は付加機能を利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 公衆無線LAN契約者の責めによらない理由により、その公衆無線LANサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全ての業務区域（料金表第1表第2（付加機能使用料）に定める業務区域追加機能に係る業務区域を含みます。以下この表及び第30条（責任の制限）において同じとします。）において全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。（無線特性に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその公衆無線LANサービスについての利用料（基本料に限ります。以下この表において同じとします。）及び料金表第1表第2（付加機能使用料）に定める業務区域追加機能についての付加機能使用料
2 当社の故意又は重大な過失により、その公衆無線LANサービスを全ての業務区域において全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するその公衆無線LANサービスについての利用料及び料金表第1表第2（付加機能使用料）に定める業務区域追加機能についての付加機能使用料

3 前2項の規定にかかわらず、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は、支払いを要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第24条 公衆無線LAN契約者は公衆無線LAN契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその公衆無線LAN契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、公衆無線LAN契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第25条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第26条 公衆無線LAN契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第27条 公衆無線LAN契約者は、料金、工事に関する費用及び割増金等の料金以外の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して、10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

(公衆無線LAN契約者の切分責任)

第28条 公衆無線LAN契約者は、当社の公衆無線LANサービスが利用できなくなったときは、公衆無線LAN契約者の電気通信設備及び当該契約に係る移動無線装置等に故障がないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、公衆無線LAN契約者から請求があったときは、当社は、公衆無線LANサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を公衆無線LAN契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、公衆無線LAN契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が公衆無線LAN契約者の電気通信設備又は当該契約に係る移動無線装置等によるものであったときは、公衆無線LAN契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第29条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第18条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 本条の表中第2順位に規定する別に定める基準は、別記10に定めるものとします。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第30条 当社は、公衆無線LANサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その公衆無線LANサービスが全ての業務区域において全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、公衆無線LAN契約者の損害を賠償します。

ただし、無線特性に起因する事象により全く利用できない状態となる場合はこの限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、公衆無線LANサービスが全ての業務区域において全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応する当該公衆無線LANサービスに係る料金表第1表（料金）に規定する利用料（基本料に限ります。）及び付加機能使用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 前項の場合において、全ての業務区域において全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則及び第1表（料金）の規定に準じて取り扱います。
- 4 当社は、公衆無線LAN契約者及び当該契約に係る利用者（「利用者等」といいます。以下この条において同じとします。）以外の第三者が、利用者識別符号及び利用者暗証符号を使用することにより発生した利用者等の損害については、その責任を負いません。
- 5 当社の故意又は重大な過失により公衆無線LANサービスの提供をしなかったときは、前4項の規定は適用しません。

第10章 雑則

(承諾の限界)

第31条 当社は、公衆無線LAN契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等公衆無線LANサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求した者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(書面等の提出等)

第31条の2 公衆無線LAN契約者又は公衆無線LAN契約の申込みをする者（承継等の手続きをする者を含みます。）は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法（電磁的方法やインターネットを経由して当社所定の書式を公衆無線LANサービス取扱所等へ送信する方法を含みます。）により提出等を行うことができます。

(設備の設定の一部変更)

第32条 当社は、第15条（利用中止）及び第19条（無線回線による制約）に規定する場合のほか、公衆無線LANサービスに係る電気通信設備について、当社の都合により、その設備の設定を一部変更することがあります。

- 2 前項の場合において、公衆無線LANサービスに係る電気通信設備の設定を一部変更するときは、あらかじめそのことを公衆無線LAN契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用に係る公衆無線LAN契約者の義務)

第33条 公衆無線LAN契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が公衆無線LAN契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が公衆無線LANサービスに関する業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が公衆無線LAN契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が公衆無線LAN契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、公衆無線LANサービスを利用しないこと。
- (6) 当社が提供する公衆無線LANサービスを、当社の許諾なく電気通信事業者（事業法第9条の登録を受

けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。)に提供しないこと。

(7) 公衆無線LANサービスの利用において、許諾なく当社指定以外のSSIDを使用しないこと。

- 2 当社は前項の規定によるほか、公衆無線LAN契約者の行為が別に定める規定に該当する行為であると当社が判断した場合は、利用に係る公衆無線LAN契約者の義務に違反しているものとみなします。
- 3 公衆無線LAN契約者は、前2項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 4 公衆無線LAN契約者は、前3項の規定の適用については、当該契約に係る利用者の行為についても当社に対して責任を負っていただきます。

(注) 本条第2項に規定する別に定める行為は、別記7に定めるところによります。

(秘密の保持)

- 第34条** 当社は、公衆無線LAN契約解除の後を含め、第6条(公衆無線LAN契約申込の方法)の各号に規定する事項その他公衆無線LANサービスを提供する業務に関連して知り得た情報であって、一般に公表されていない利用者の情報を公表又は漏洩しないものとします。
- 2 公衆無線LAN契約者は、公衆無線LAN契約者が知り得た当社の情報について、前項の規定と同様に守秘していただきます。

(特約条項等)

- 第34条の2** 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、公衆無線LAN契約者に対して別に定める提供条件(以下「特約条項等」といいます。)で公衆無線LANサービスの提供をすることがあります。
- この場合、当社と公衆無線LAN契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

(法令に規定する事項)

- 第35条** 公衆無線LANサービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注) 本条に規定する法令に規定する事項は、別記8及び別記9に定めるところによります。

(閲覧)

- 第36条** 公衆無線LANサービスにおける基本的な技術事項は、別に定めるところによります。
- 2 当社は、当社が指定する公衆無線LANサービス取扱所において、公衆無線LANサービスを利用するうえで参考となる別に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。
 - 3 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記

1 公衆無線LANサービスの提供区間

- (1) 当社が提供する公衆無線LANサービスの提供区間は、無線回線の終端相互間のもの又は無線回線の終端からIX等（別に定めるインターネットとの相互接続点に係る電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との接続点間とします。
- (2) 当社は、インターネットの利用に関して、IX等を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

2 業務区域に関する事項

- (1) 業務区域によっては、公衆無線LANサービスを利用できない時間帯があります。
- (2) 当社は、公衆無線LANサービス取扱所等において、無線基地局設備の設置場所に関する資料を閲覧に供します。
- (3) 別に定める無線基地局設備に係る業務区域においては、公衆無線LANサービスの提供ができないことがあります。

3 氏名等の変更

- (1) 公衆無線LAN契約者は、その氏名若しくは住所の変更又は料金等の請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、公衆無線LANサービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 公衆無線LAN契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により公衆無線LAN契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて公衆無線LANサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

5 無線回線に係る通信の安全性の確保

当社は、無線回線（別に定める業務区域に係るものを除きます。）において、SSID及び当社が別に定める暗号キーを利用して通信の安全性を確保します。

ただし、これにより通信の安全性を完全に確保することを当社が保証するものではありません。

6 認証に係る通信の安全性の確保

当社は、利用者識別符号及び利用者暗証符号の認証を行う場合において、SSLを利用して安全性を確保します。

ただし、これにより認証に係る通信の安全性を完全に確保することを当社が保証するものではありません。

7 公衆無線LANサービスの禁止事項

公衆無線LAN契約者は、以下の行為を行わないことを守っていただきます。

- (1) 当社若しくは他人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を不当に差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、他人への不当な差別を助長し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為

- (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為
- (11) 他人になりすまして公衆無線LANサービスを利用する行為
- (12) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (13) 迷惑メール（無断で他人に送信される、広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール又は社会通念上他人に嫌悪感を抱かせる若しくはそのおそれのある電子メールをいいます。）を送信する行為
- (14) 顧客勧誘の手段に迷惑メールを利用する Web サイトの運営を行う行為
- (15) 他人の設備等又は公衆無線LANサービスの設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (18) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他人に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (19) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (20) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (21) 犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (22) Web サイト若しくは電子メール等を利用する方法により、他人の ID 及びパスワード等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
- (23) その他公序良俗に違反し又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為

8 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

9 公衆無線LAN契約者に係るパーソナルデータの利用

- (1) 当社は、公衆無線LAN契約者に係るパーソナルデータ（個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下同じとします。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- (2) パーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。

10 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者及び同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、公衆無線LAN契約者がその契約に基づき支払う料金は、料金月（1の暦月の起算日（当社が公衆無線LAN契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下この通則において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日に公衆無線LANサービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に公衆無線LANサービスの解除があったとき。
 - (3) 料金月の初日に公衆無線LANサービスの提供を開始し、その日にその公衆無線LANサービスの解除があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日に月額料金の額の改定があったとき。この場合、改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。
 - (5) 料金月の初日以外の日に公衆無線LAN契約の内容の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。（この場合、増加又は減少後の料金額の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）
 - (6) 第23条（利用料等の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (7) 4の規定に基づく起算日の変更があるとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- 4 当社は、当社の業務遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 公衆無線LAN契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関又は公衆無線LANサービス取扱所等において支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別な事情がある場合は、6の規定にかかわらず、公衆無線LAN契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金又は工事に関する費用について、公衆無線LAN契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注) 当社が定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 9 第23条（利用料等の支払義務）及び第24条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。
この場合において、当社は消費税法第63条に定めるところにより、必要に応じて税込価額（税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）を併記します。
(注) 当社は、税込価額を併記する場合、括弧内にその額を記載するものとします。
- 10 9の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、公衆無線LAN契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第1表（料金）、第2表（工事に関する費用）並びに第23条（利用料等の支払義務）及び第24条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の公衆無線LANサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金

第1 公衆無線LANサービスに係るもの

1 適用

公衆無線LANサービスに係る料金の適用については、第23条（利用料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

料 金 の 適 用	
(1) 公衆無線LANサービスの利用	公衆無線LANサービスは、当社が別に定めるところに従って、利用者が利用者識別符号及び利用者暗証符号を送信することにより利用することができます。
(2) 接続通信時間の測定	公衆無線LANサービスに係る接続通信時間は、無線基地局設備から送信された利用者識別符号により当社が公衆無線LANサービスの利用者を識別した時刻から起算し、当該サービスの利用者からの通信終了の信号を受け、又は第18条（通信利用の制限）第3項の規定によりその通信をできない状態とした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。
(3) 利用料の適用	<p>ア 当社は、1の料金月において、1のグループ識別符号に係る利用した日数の総和（以下「月間累積利用日数」といいます。）が、2,000日（以下「基本利用日数」といいます。）を超えない部分について2（料金額）(1)アに規定する基本料を、基本利用日数を超える部分について、1日ごとに、それぞれ2（料金額）(1)イに規定する加算料を適用します。</p> <p>イ アにおける月間累積利用日数は、1のグループ識別符号に係る利用者識別符号ごとに、通信を行った日を料金月単位に4日を上限に合計し、全ての利用者識別符号に係るものを合算した日数とします。</p> <p>ウ イの場合において、1の通信が複数の日を跨るときは、それぞれの日に通信を行ったものとして取り扱います。</p> <p>エ 公衆無線LAN契約者は、1の料金月において、月間累積利用日数が基本利用日数に満たない場合であっても、2（料金額）(1)アに規定する基本料の額を支払っていただきます。</p> <p>ただし、次の場合に該当するときは、通則2（料金の計算方法等）の規定により、2（料金額）(1)アに規定する基本料の額をその利用日数に応じて日割した額を支払っていただきます。</p> <p>(ア) 料金月の初日以外の日で公衆無線LANサービスの提供開始があったとき。</p> <p>(イ) 料金月の初日以外の日で公衆無線LANサービスの解除があったとき。</p> <p>(ウ) 料金月の初日に公衆無線LANサービスの提供を開始し、その日にその公衆無線LANサービスの解除があったとき。</p> <p>オ 公衆無線LAN契約者は、1の料金月において、月間累積利用日数が基本利用日数を超える場合には、エに規定する(ア)から(ウ)に該当するときであっても、2（料金額）(1)に規定する「基本料」及び「加算料」の額を支払っていただきます。</p> <p>カ 公衆無線LANサービスについて、その公衆無線LAN契約者の責めによらない理由により、その公衆無線LANサービスを全く利用できない状態が生じた場合は、第23条（利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、月間累積利用日数が基本利用日数に満たないときに限り、第23条（利用料等の支払義務）第2項第2号の表を適用します。</p> <p>ただし、支払いを要しない料金は、次の算式により算出された金額を上限とします。</p> $\text{基本料の額} \times \frac{\text{（基本利用日数－月間累積利用日数）}}{\text{基本利用日数}}$
(4) 最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア 公衆無線LANサービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間は、公衆無線LANサービスを提供した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 公衆無線LAN契約者は、最低利用期間内に公衆無線LAN契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（2（料金額）(1)アに規定する基本料の額とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合において、最低利用期間の残余の期間に対応する料金は、次の(ア)及び(イ)により得た額を合算したものとします。</p> <p>(ア) すべての日が残余の期間の対象となる料金月の数を2（料金額）(1)アに規定する基本料の額に乗じて得た額</p> <p>(イ) 一部の日が残余の期間の対象となる料金月（(3)欄オに該当する場合を除きます。）について、当該料金月ごとに残余の期間の日数を当該料金月の暦日数で除した値を2（料金額）(1)アに規定する基本料の額に乗じて得た額</p>

2 料金額

- (1) 利用料
ア 基本料

1のグループ識別符号ごとに

料金額 (月額)
500,000円 (税込550,000円)

- イ 加算料

利用した日数1日ごとに

料金額(日額)
250円 (税込275円)

第2 付加機能使用料

1 適用

料 金 の 適 用	
(1) 付加機能の利用	当社に付加機能の利用を請求した公衆無線LAN契約者は、2 (付加機能の種類等) に定めるところにより付加機能を利用することができます。
(2) 最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア 2 (付加機能の種類等) に規定する業務区域追加機能については、最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間は、業務区域追加機能の提供を開始した日から起算して1月間とします。</p> <p>ウ 業務区域追加機能の提供を受ける公衆無線LAN契約者は、最低利用期間内に業務区域追加機能の廃止があった場合は、最低利用期間内に廃止した業務区域追加機能に係る残余の期間に対応する料金 (業務区域追加機能に係る付加機能使用料の額とします。) に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>

2 付加機能の種類等

区 分		単 位	料金額 (月額)
①	当社が別に定める無線基地局設備に係る業務区域を利用可能とする機能をいいます。	1の機能ごとに	50,000円 (税込55,000円)
	<p>(1) 当社は、1の公衆無線LAN契約につき1の業務区域追加機能を提供します。</p> <p>(2) 業務区域追加機能に係る業務区域を利用して行う通信については、第1 (公衆無線LANサービスに係るもの) 1 (適用) に規定する月間累積利用日数の算出に含むものとします。</p>		

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用	
(1) 工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる公衆無線LANサービス取扱所の交換機操作台等において行う1の工事ごとに算定します。

2 工事費の額

- (1) 公衆無線LANサービスに係るもの

1の工事ごとに

区 分	工事費の額
公衆無線LANサービスの利用開始に係る工事	200,000円 (税込220,000円)

(2) 付加機能に係るもの

1の工事ごとに

区 分		工事費の額
付加機能の利用開始に係る工事	業務区域追加機能	50,000円 (税込55,000円)

附 則

(実施期日)

1 この約款は、平成16年4月1日から実施します。

(公衆無線LANサービスに係る経過措置)

2 公衆無線LANサービスの申込を行った申込者は、当社がその申込を承諾し公衆無線LANサービスの提供を開始した日から平成16年9月30日までの間、第23条(利用料の支払義務)及び第24条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表(料金)に規定する加算料及び料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費について、その支払いを要しません。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

(料金等支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

(料金等支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。

(基本料に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成17年12月31日までの間、この改正規定実施の際現に公衆無線LAN契約を締結している契約者は、次表に規定する基本料を適用するものとしします。この場合において、料金表に規定にかかわらず基本利用日数は、1,200日としします。

基本料

料金額（月額）
300,000円(税込315,000円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年10月3日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年7月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年12月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年12月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年3月14日から実施します。

(業務区域追加機能に係る経過措置)

- 2 業務区域追加機能の提供を受ける公衆無線LAN契約者は、当社がその提供を開始した日から平成21年3月31日までの間、第23条（利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料について、その支払いを要しません。

- 3 平成21年3月14日から平成21年4月30日までの間、業務区域追加機能の提供を請求した公衆無線LAN契約者は、第24条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付

加機能の利用開始に関する工事費について、その支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 4 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 4 月 21 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 5 月 31 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 10 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(消費税相当額に関する経過措置)

- 2 平成 17 年 10 月 1 日実施の附則に規定する税込価額については、平成 26 年 3 月 31 日までの消費税相当額により算出した額とし、この改正規定実施の日において、当該附則に規定する税抜価額に消費税相当額を加算した額

に読み替えるものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年4月4日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。